

しながわく
品川区

しょうがいしゃけいかく
障害者計画

れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

だい 7 き
第7期
しながわく
品川区

しょうがいふくしけいかく
障害福祉計画

だい 3 き
第3期
しながわく
品川区

しょうがいじふくしけいかく
障害児福祉計画

れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

がいようばん
概要版

しながわ観光大使
cinnamoroll

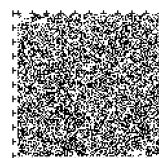
©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L650062



さっし おんせい いんざつ
この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
せんよう とう よみ と おんせい ないよう かくにん
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。

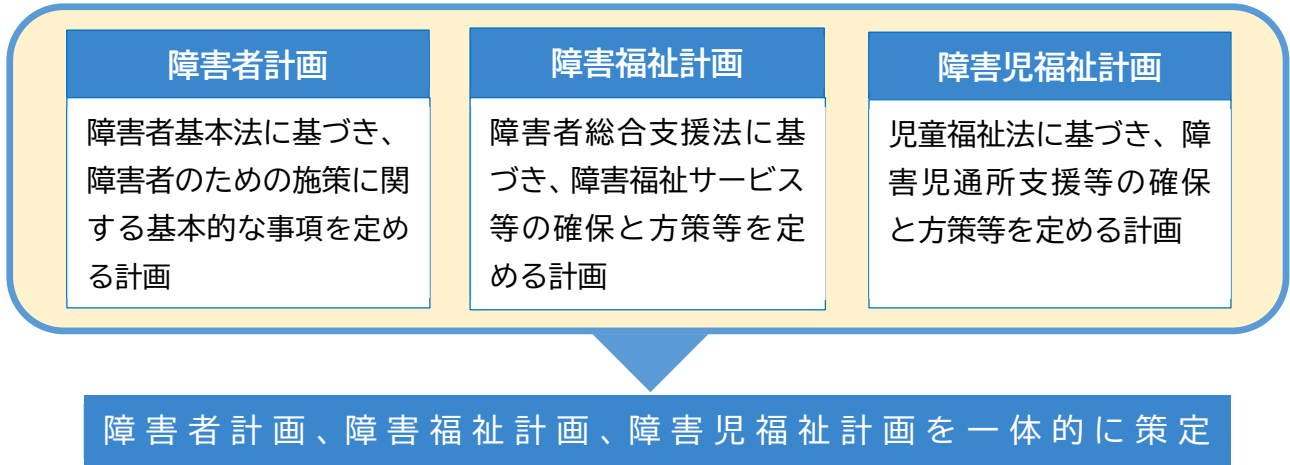
Shinagawa City
品川区

令和6年4月

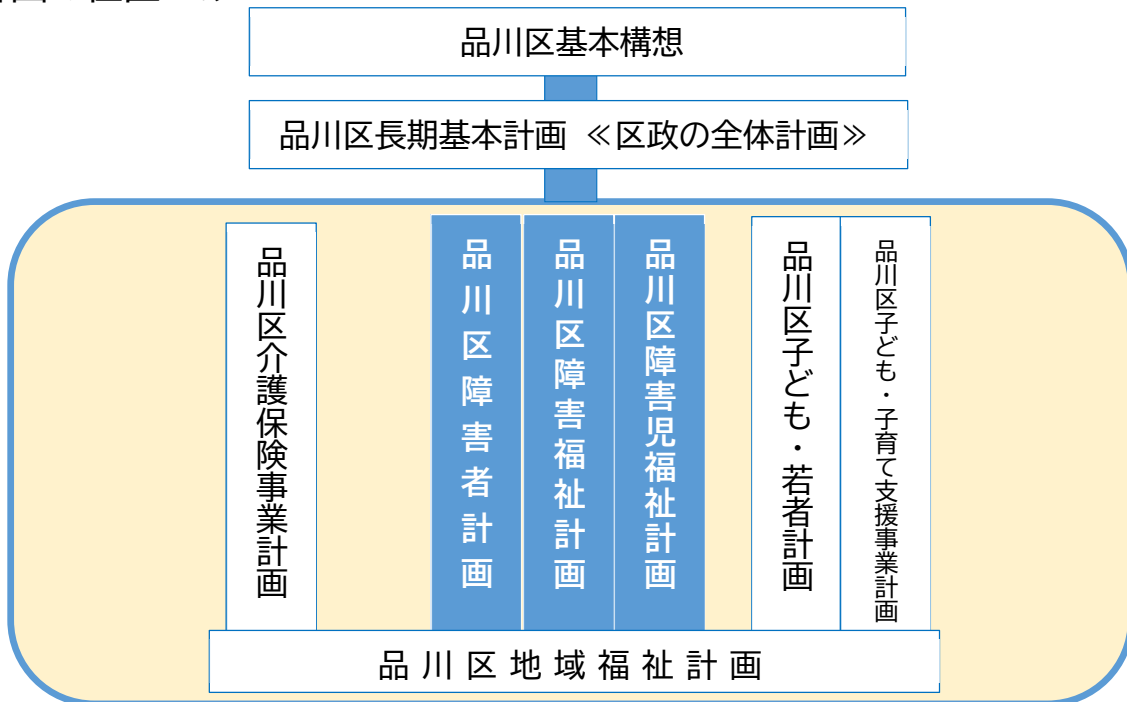


計画策定の概要

■計画の目的

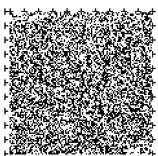


■計画の位置づけ



■計画の期間

品川区障害者計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、第7期品川区障害福祉計画、第3期品川区障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となります。



品川区障害者計画

■障害者施策の方向性

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとされています。

本区では、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、以下の基本理念・基本方針を掲げて障害者施策を推進していきます。

■基本理念

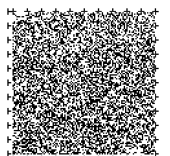
自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ
～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

■3つの基本方針

地域で安心して
暮らすことができる

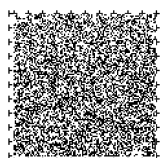
自分らしく生き生きと
暮らすことができる

すべての人が共に支え合い
暮らすことができる



■障害者計画の施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
^くだれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ ^く自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ	地域で安心して暮らすことができる	地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進
		保健・医療・福祉の連携の推進
		安全・安心な生活環境の整備
		防災・防犯等の推進
	自分らしく生き生きと暮らすことができる	雇用・就業の支援
		情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実
	すべての人が共に支え合い暮らすことができる	文化芸術活動・スポーツ等の振興
		差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止
		行政等における配慮の充実
		教育の振興



◆障害者計画の重点施策

本区の障害者施策を推進するにあたり、以下の6つの施策について、重点的に取り組みます。

1. 障害理解・差別解消の促進、インクルージョンの推進

共生社会を実現するため、社会のあらゆる場面において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めます。

また、障害のある人・子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を浸透させるため、地域の保育園、学校、すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組みます。

2. 重症心身障害・医療的ケアの支援

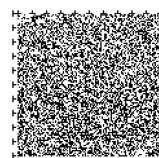
重症心身障害のある人や医療的ケアの支援を必要とする人には、特に専門性の高い手厚い支援が必要です。

将来、特別支援学校等を卒業する重症心身障害の子どもたちが必要に応じて、障害福祉サービスを利用できるように、生活介護や就労継続支援B型などの施設を整備して、日中活動系サービスの拡充に努めます。

3. 障害のある子どもへの支援

地域の発達に支援が必要な子どもの成長を支えるための拠点となる、新たな児童発達支援センターの整備を進めるとともに、民間の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どもへのサービスの充実を図ります。

また、福祉・保健・教育等の関係機関との連携強化を図り、発達・成長段階に応じたきめ細やかな支援を行います。



4. 地域生活への移行・継続の支援

障害のある人の高齢化・重度化、家族の高齢化にともなう家庭での介護力低下や、「親亡き後」の残された子どもへの支援等を見据え、さらに地域生活支援拠点等の機能の強化を図ります。

また、施設入所者や病院入院患者が地域に戻り、地域で安全・安心に暮らせるように、生活拠点となる障害者グループホームの整備を進めるとともに、必要な障害福祉サービスの充実を図ります。

5. 就労支援の充実

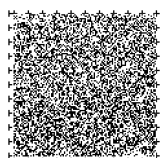
求職者の希望や障害特性にあった仕事を見つけられるようにマッチング支援の充実、職場での障害理解の促進、障害特性や障害の種別・程度に応じた多様な働き方ができる仕組みづくりなどに取り組むことで、障害のある人が安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

また、一般的就労ではなく福祉的就労を希望する人の就労先を確保するため、就労継続支援B型事業所等の整備を進めるとともに、障害者の生産活動の促進、製品の販路拡大、工賃の向上等に努めます。

6. 災害対応等の推進

防災訓練への参加、避難行動要支援者の個別避難計画作成等の機会を通じて、避難場所・避難方法等の事前確認や地域とのつながりを深めることで、災害時の避難行動の対応力向上を促進します。

また、家庭での食料等備蓄、家具類の転倒防止等の必要性の周知・啓発を図るとともに、大規模災害の際に一人ひとりが自らの安全を守るために家庭や個人が災害に備える「自助」、災害時に地域や身近にいる人同士が互いに助け合う「共助」の必要性について周知・啓発を行い、区、警察、消防等の行政が担う「公助」と連携することで、地域における災害への備えを進め、安心・安全の確保を図ります。



第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画

◆計画における区の成果目標

国の基本指針に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標を以下のとおりに定めます。

目標1. 施設入所者の地域生活への移行

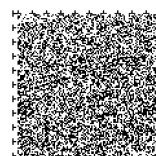
目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆令和8年度末までの地域生活移行者数 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6.9%(19人)以上を地域生活へ移行	3人	19人以上
◆令和8年度末時点における施設入所者数 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を1.5%(4人)以上削減	275人	271人

目標2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標項目		現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	年1回	実施
	参加者数	25人/回	実施
	目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	実施
精神障害者の利用者数	地域移行支援	1人	8人
	地域定着支援	1人	5人
	共同生活援助	108人	144人
	自立生活援助	0人	8人
	自立訓練(生活訓練)	27人	40人
	地域移行支援	1人	8人

目標3. 地域生活支援の充実

目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆地域生活支援拠点等の整備 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備	整備済	充実
◆地域生活支援拠点等の機能の充実 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制を構築	実施	充実
◆地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	実施	実施
◆強度行動障害のある人のニーズ把握と支援体制整備 令和8年度末までに、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域関係機関が連携した支援体制を整備	—	検討・整備

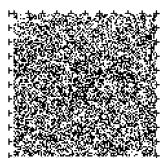


目標4. 福祉施設から一般就労への移行等

目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆福祉施設から一般就労への移行者数 令和8年度末に令和3年度実績の一般就労移行者数の1.28倍以上	60人	77人
◆就労移行支援事業所から一般就労への移行者の割合 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	4割以上	5割以上
◆就労定着支援事業の利用者数 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上	55人	76人
◆就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	—	2割5分以上

目標5. 障害児支援の提供体制の整備等

目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置	1か所	2か所
◆地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築⇒保育所等訪問支援の利用者数	43人	91人
◆重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保	2か所	3か所
◆重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保	2か所	3か所



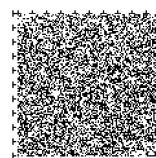
目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆医療的ケア関係機関の協議の場 令和8年度末までに、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を開催	1回	2回
◆医療的ケア児等コーディネーターを配置 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	7人	10人

目標6. 相談支援体制の充実・強化等

目標項目		現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆基幹相談支援センターの設置		設置済	充実
◆自立支援協議会の活用			
事例検討	検討回数	1回	4回
	参加事業所数	15事業所	延56事業所
専門部会	設置数	3部会	4部会
	実施回数	9回	延33回

目標7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制構築

目標項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
◆障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への区市町村職員の参加の有無	有	延100人
◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	実施	実施
◆福祉サービス等第三者評価受審の促進 障害福祉サービス提供事業所での第三者評価を受審している事業所数	2事業所	延10事業所



◆サービス見込量

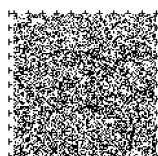
各種手帳所持者数、サービス利用実績等に基づき、各サービスの見込量を以下のとおり、推計しました。このサービス見込量は推計値であり、サービス量等に上限を設けるものではありません。

1. 障害福祉サービス

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	204人、3,672時間／月	216人、3,888時間／月	228人、4,104時間／月
②重度訪問介護	35人、5,355時間／月	36人、5,508時間／月	37人、5,661時間／月
③同行援護	90人、2,070時間／月	94人、2,162時間／月	98人、2,254時間／月
④行動援護	1人、86時間／月	1人、86時間／月	1人、86時間／月
⑤重度障害者等包括支援	1人、730時間／月	1人、730時間／月	1人、730時間／月
⑥生活介護	522人、9,918日／月	532人、10,108日／月	542人、10,298日／月
⑦自立訓練（機能訓練）	18人、198日／月	20人、220日／月	22人、242日／月
⑧自立訓練（生活訓練）	45人、765日／月	50人、850日／月	55人、935日／月
⑨就労移行支援	136人、2,448日／月	140人、2,520日／月	144人、2,592日／月
⑩就労継続支援（A型）	66人、1,254日／月	67人、1,273日／月	68人、1,292日／月
⑪就労継続支援（B型）	393人、6,288日／月	398人、6,368日／月	403人、6,448日／月
⑫就労定着支援	71人／月	77人／月	83人／月
⑬就労選択支援	—	15人／月	20人／月
⑭療養介護	34人／月	35人／月	36人／月
⑮短期入所（福祉型）	105人、840日／月	106人、848日／月	107人、856日／月
⑯短期入所（医療型）	5人、30日／月	6人、36日／月	7人、42日／月
⑰自立生活援助	6人〔4人〕／月	9人〔6人〕／月	12人〔8人〕／月
⑱共同生活援助	317人〔123人〕／月	340人〔132人〕／月	371人〔144人〕／月
⑲施設入所支援	275人／月	275人／月	275人／月
⑳計画相談支援	5,650人／年	6,101人／年	6,552人／年

※①～⑯の見込量は年間平均値 ※⑰～⑲の見込量は各年度3月末の数値

※〔 〕内は精神障害者の内数 ※㉔の見込量は年間累計値



サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域移行支援	6人[4人] /月	9人[6人] /月	12人[8人] /月
②地域定着支援	4人[3人] /月	6人[4人] /月	8人[5人] /月

※①②は年間平均値 ※[]内は精神障害者の内数

2. 児童福祉法に基づく障害児支援

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	772人、4,632日/月	837人、5,022日/月	902人、5,412日/月
②放課後等デイサービス	1,011人、6,066日/月	1,128人、6,768日/月	1,245人、7,470日/月
③保育所等訪問支援	67人、134日/月	79人、158日/月	91人、182日/月
④居宅訪問型児童発達支援	2人、18日/月	3人、27日/月	4人、36日/月
⑤障害児相談支援	4,027人/年	4,540人/年	5,053人/年
⑥福祉型障害児入所支援	10人/月	10人/月	10人/月
⑦医療型障害児入所支援	3人/月	3人/月	3人/月

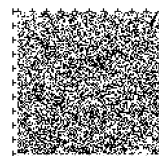
※①～④の見込量は年間平均値、⑤の見込量は年間累計値、⑥⑦は年間平均値

3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②障害者相談支援事業				
③地域拠点相談支援センター	設置数	5か所	5か所	5か所
④基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
⑤基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
⑥成年後見制度利用支援事業	年間利用件数	5件	6件	7件
⑦成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

※見込量は年間累計値



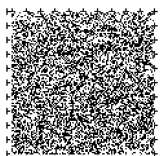
⑧意思疎通支援事業					
	⑨手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,135 件	1,167 件	1,199 件
	⑩要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	31 件	32 件	33 件
	⑪手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有
⑫日常生活用具給付等事業		年間利用件数	5,965 件	6,136 件	6,307 件
	⑬介護・訓練支援用具	年間利用件数	24 件	26 件	28 件
	⑭自立生活支援用具	年間利用件数	59 件	62 件	65 件
	⑮在宅療養等支援用具	年間利用件数	62 件	66 件	70 件
	⑯情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	83 件	88 件	93 件
	⑰排泄管理支援用具	年間利用件数	5,732 件	5,889 件	6,046 件
	⑱居宅生活動作補助用具 (住宅改善費)	年間利用件数	5件	5件	5件
⑲手話奉仕者養成研修事業		年間修了者数	9人	10 人	11 人
⑳移動支援事業		年間利用者数 年間利用時間	1,417 人 17,004 時間	1,434 人 17,208 時間	1,451 人 17,412 時間
㉑地域活動支援センター		設置数 年間利用者数	3か所 5,734 人	3か所 5,734 人	3か所 5,734 人

※見込量は年間累計値

(2) 任意事業

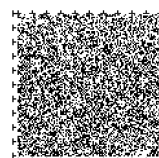
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①巡回入浴サービス事業	年間利用件数	1,567 件	1,605 件	1,643 件
②日中一時支援事業	年間利用者数	7,356 人	7,717 人	8,078 人
③障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	46 件	46 件	46 件
④住宅設備改善費給付事業	年間利用戸数	5戸	6戸	7戸
⑤障害者救急代理通報システム	年間利用戸数	71 戸	74 戸	77 戸
⑥自動車運転免許取得助成	年間利用者数	6人	6人	6人
⑦自動車改造経費助成	年間利用者数	4人	4人	4人

※見込量は年間累計値



■障害福祉計画・障害児福祉計画の施策体系

施策の柱	主な施策と取組
相談支援の充実	相談支援体制の強化
	障害特性に応じた専門相談の充実
地域生活の支援の充実	意思決定支援の促進
	地域生活への移行・継続の支援
	保健・医療・福祉等の連携強化
障害福祉サービス等の充実	サービス提供体制の確保
	地域生活支援拠点等の機能の充実
	重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
	精神障害に対応した地域包括ケアの推進
	サービスの質の向上・研修等の充実
障害のある子どもへの支援の充実	地域における支援体制の充実
	早期発見・早期支援の充実
	家族支援の充実
安全・安心な暮らしの確保	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	災害対応等の推進
就労支援の充実	就労支援の推進
	多様な働き方の推進
社会参加の促進	情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実
	スポーツ活動の充実
	文化・芸術活動の充実
	外出支援・参加支援の充実
障害理解と権利擁護の促進	虐待防止・権利擁護の促進
	障害理解・差別解消の促進
	行政における合理的配慮の提供の充実
インクルージョンの推進	教育のインクルージョンの推進
	地域におけるインクルージョンの充実



◆今期の主要テーマと取り組みの方向性

今期の障害福祉計画および障害児福祉計画において、取り組む主な施策内容です。

施策の柱１：相談支援の充実

（１）相談支援体制の強化

主な施策・取組の内容

障害者福祉に関わる全ての支援員が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に基づき、障害者の意思決定支援を尊重した相談支援を実施します。

基幹相談支援センター、地域拠点相談支援センター、相談支援事業所等の重層的な仕組みを活かした包括的な相談支援体制のもと、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。

介護保険制度への移行等、高齢障害者とその家族が抱える課題に対応するため、各相談支援事業所が在宅介護支援センターに併設する相談支援事業所と連携して支援することで、高齢障害者とその家族の相談支援の充実を図ります。

基幹相談支援センターと地域拠点相談支援センターが、相談支援システムネットワークを活用することで、相談情報を共有し相談支援の向上を図ります。

（２）障害特性に応じた専門相談の充実

主な施策・取組の内容

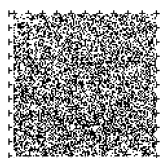
各種研修の実施ならびに東京都の研修への参加を促し、障害特性に応じた専門相談の充実を図ります。

心身障害者福祉会館に配置している高次脳機能障害専門相談員が、本人とその家族に対する相談支援や状態の評価を実施するとともに、医療や訓練、就労の専門機関へつなぐ等、引き続き、支援の充実に取り組みます。さらに、高次脳機能障害専門相談員が、区内の相談支援専門員へ助言する等、高次脳機能障害に関する知識・スキルのレベルアップを図ります。

発達障害者成人期支援事業や品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を中心に、発達障害に関する専門相談の充実に取り組みます。

品川区発達障害者相談支援センターでは、発達障害者の地域生活を支援するため、日常生活や就労の相談等、居場所の提供、自立支援プログラムの提供を行っています。

品川区精神障害者地域生活支援センターでは、精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、交流の場の提供等を行っています。



施策の柱2：地域生活の支援の充実

(1) 意思決定支援の促進

主な施策・取組の内容

障害者の意思決定の支援が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」に沿って実現できるよう、品川介護福祉専門学校の福祉カレッジや相談支援専門員向けの研修を実施し浸透させることで、相談支援専門員やサービス従事者の支援力の向上に取り組みます。

(2) 地域生活への移行・継続の支援

主な施策・取組の内容

地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。

「品川区地域自立支援協議会」において、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、障害のある人のニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況を考慮したうえで、地域の実情に応じた体制の整備について協議していきます。

グループホームから一人暮らしへの移行について、地域生活支援拠点の体験の場を活用する等、希望する一人暮らしが実現し継続できるよう、自立生活援助等の支援を行っていきます。

(3) 保健・医療・福祉等の連携強化

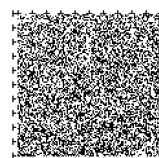
主な施策・取組の内容

医療的ケア児者と家族が地域で安心して心地よく暮らせるよう、医療的ケア児等コーディネーターが保健・医療・福祉等の各分野との連携を図り、協力する体制づくりを進め、支援の充実を図ります。

精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、多職種チームによるアウトリーチ支援を行い、包括的な支援体制構築に取り組みます。

「品川区難病対策地域協議会」において、難病患者とその家族への支援体制に関する課題を共有します。関係機関との連携により、難病対策のあり方や体制の整備等について協議を行い、特殊疾病に対する地域の理解を深め、社会生活・療養生活の支援についての検討を進めます。

高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて、必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署およびサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制を強化します。



施策の柱3：障害福祉サービス等の充実

(1) サービス提供体制の確保

主な施策・取組の内容

地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるように、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援などの地域移行に必要なサービスの充実を図るとともに、地域での生活拠点となる障害者グループホーム等の住まいの確保に努めます。

重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。

発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の拠点となる児童発達支援センターを新たに整備するとともに、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の誘致に積極的に取り組むことで、障害のある子どものサービス提供体制の確保を図ります。

(2) 地域生活支援拠点等の機能の充実

主な施策・取組の内容

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じて、どのような機能をどの程度備えるべきかについて、地域生活支援拠点としてのあるべき姿を「地域生活支援拠点検討会」において検討し、必要な機能の充実を図ります。

地域生活支援拠点において、障害福祉サービス事業所との連絡会を通じて、情報共有を行い連携強化することで、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

西大井三丁目に開設する区立出石つばさの家において、短期入所および障害者グループホームの体験利用の受け入れを行います。

(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進

主な施策・取組の内容

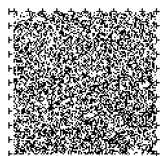
八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」の定員拡大と医療的ケア対応の充実を図るため、区立八潮南特別養護老人ホームの増改築等に合わせて、同施設の既存棟に移転・拡張します。

「インクルーシブひろばベル」で、医療的ケア児やそのご家族同士で交流することができ、子育てや医療的相談等ができるよう支援の充実を図ります。

重症心身障害者・医療的ケアが必要な人に対応できるよう、整備予定の施設での受け入れを促進するとともに、在宅支援の拡充を図ります。

医療機関において、医療的ケアが必要な障害児者の短期入所での受け入れを行い、安心して地域で暮らすことができるよう支援します。

「品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」の開催や医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等、重症心身障害児・医療的ケア児への包括的な支援の構築を進めます。



(4) 精神障害に対応した地域包括ケアの推進

主な施策・取組の内容

保健、医療、福祉の関係機関等の協議の場で、精神障害者が安心して生活できるよう見守り体制の構築について検討します。

精神科病院に入院中の精神障害者等に対して地域生活への移行を図るとともに、多職種支援によるメンタルチームサポート事業を継続することにより、安定した生活ができるよう地域での支援体制を強化し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにつなげます。

(5) サービスの質の向上・研修等の充実

主な施策・取組の内容

障害福祉サービス等事業所における障害児者の受け入れ拡充を図るため、東京都の研修への参加を促し、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。

品川介護福祉専門学校の福祉カレッジでは、障害児、障害者と対象別の研修に加え、障害者施設等への訪問研修を実施し、切れ目のない支援を提供するスキルの向上を目指します。

移動支援従事者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の育成と確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉への関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを実施します。

利用者ニーズに即したサービス提供ができるよう、地域の課題や社会資源の把握にとどまらず、障害福祉サービス等の社会資源の改善や開発を行える相談支援専門員を育成するため、「品川区地域自立支援協議会」の場を活用します。

施策の柱4：障害のある子どもへの支援の充実

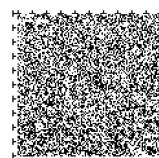
(1) 地域における支援体制の充実

主な施策・取組の内容

令和6年4月施行の改正児童福祉法に基づき、児童発達支援センターの中核機能を強化し、子どもと家族への支援の充実を図ります。

障害児通所支援事業所を誘致し、支援の充実を図ります。また、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等に対して、研修を実施し、情報共有や助言を行うことで、障害児通所支援事業所の支援内容の向上を図ります。

障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を整備するために、保育・教育・福祉がより一層連携を強化し、「品川区地域自立支援協議会子ども支援部会」において、情報共有や支援方法のあり方などを検討・推進します。



（２）早期発見・早期支援の充実

主な施策・取組の内容

児童発達支援センターにおいて、保健センターとの連携を強化し、健康診査等を通じて発達が気になる、また支援が必要な乳幼児について、早期支援につなげ、健やかな発達を支えます。

切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、発達段階やライフステージにおける個別ニーズに対応した支援につなげます。

発達に支援が必要な子どもの成長を支えるため、児童発達支援センターを中核として、民間の児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等と連携し、区内の支援体制充実を図ります。

（３）家族支援の充実

主な施策・取組の内容

身近な地域において、気軽に子どもの発達に関する相談を受けることができるように、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。

児童発達支援センターや思春期サポート事業において、子どもの行動を理解し、適切な関わり方を学べるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害児者およびその家族に対する支援の充実を図ります。

障害のある子どもの家族の就労を支える預かりや一時的休息のための「日中一時支援」、家族が一時的に支援できなくなった際に利用できる「短期入所」を充実させることで、家族支援を進めます。

児童発達支援センターやインクルーシブひろばベルで、保護者の方に仲間づくりや地域のコミュニティへの参加を促すとともに、子育てに関する相談支援を提供できるよう進めます。

施策の柱５：安全・安心な暮らしの確保

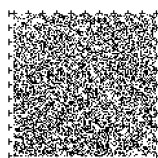
（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

主な施策・取組の内容

ユニバーサルデザインの考え方を基にした「おたがいさま運動」を周知し、理解促進を図るため、引き続き、区民、区立学校児童等を対象にした研修等を充実させていきます。

だれもが安心・安全に外出できるように区有施設や公園等への「バリアフリースイレー」の設置やバリアフリーマップの充実、歩道や公共施設等のバリアフリー化、音響式信号の設置等の推進を図ります。

だれもが安心・安全に遊べるように公園のバリアフリーやユニバーサルデザイン、生物多様性への配慮など地域住民のニーズや時代の要請に即した機能の見直しを行います。



（２）災害対応等の推進

主な施策・取組の内容

災害時の支援について、在宅人工呼吸器使用者をはじめ、障害者の災害時個別支援計画を作成します。人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます。

自助・共助・公助の理念に基づき、日頃から備え、災害時の行動等について周知を行っていくとともに、個別避難計画により予め決められた人が避難する福祉避難所の開設運営について、福祉部内で整備を進めます。

施策の柱６：就労支援の充実

（１）就労支援の推進

主な施策・取組の内容

就労支援の担い手である就労選択支援・就労移行支援事業者等の誘致を図り、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや東京障害者職業センターによる技術的・専門的な助言や援助を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。

障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、品川区障害者就労支援センター「げんき品川」における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者、民間企業と連携して、生活面からの一体的な支援を進めます。

就労継続支援事業所における製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップでの販売の促進、障害者の工賃向上や事業所の安定運営をめざした支援策について、「品川区地域自立支援協議会就労支援部会」で検討し、推進していきます。

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障害者の工賃向上につながるように区民に自主製品を紹介していきます。

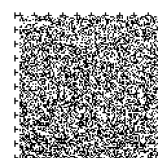
（２）多様な働き方の推進

主な施策・取組の内容

企業に対して、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入等を働きかけていきます。

品川区障害者就労支援センター「げんき品川」や就労移行支援事業者を通じて、企業に障害者の受入に関する相談や、職場での障害者理解の促進を働きかけ、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センター「げんき品川」に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います。



施策の柱7：社会参加の促進

(1) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

主な施策・取組の内容

手話通訳者の派遣や印刷物の音声コードによる文字の読み上げ等、障害の特性に応じた情報の利用、コミュニケーション手段の確保に努めます。

視覚障害等がある区内在住の方にカセット版かデージー版の「声の広報」を郵送します。また、「声の広報」は区公式のYouTubeチャンネルでも配信します。

中途障害者で失語症等の方を対象にした言葉のリハビリ教室、手話講座等の開催、またボランティア養成のための点訳講座、朗読講座等を開催し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実に図ります。

東京都等の関係機関と連携して、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保と円滑な派遣に努めます。また、令和3(2021)年7月に制定した品川区手話言語条例に基づき、手話を使用する人が安心して生活できるよう手話の理解促進・普及を図ります。

(2) スポーツ活動の充実

主な施策・取組の内容

障害者の特性に柔軟に対応し、どのような種別や程度であっても、参加しやすいように機会の充実に取り組みます。

区立スポーツ施設や学校施設の開放により、地域の身近な場所で障害者が定期的にスポーツに取り組める機会の充実に図ります。

東京2020パラリンピック競技大会の品川区応援競技であるブラインドサッカーをはじめ、パラリンピック競技種目をみたり、体験したりする機会を通して、パラスポーツへの関心を高め、障害のある人となない人の交流を促進します。

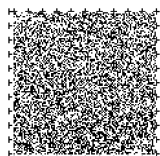
(3) 文化・芸術活動の充実

主な施策・取組の内容

障害者の文化・芸術活動を支援するために、作品展の開催や発表の場をつくり、区民の障害者への理解を図ります。

障害者が文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちとともに文化芸術活動を行い、交流機会の創出を支援することで、社会参加の推進や障害者理解の促進を図ります。

安全かつ適切なガイドヘルプを行うため、誘導技術向上や情報提供の取り組みを進めます。



（４）外出支援・参加支援の充実

主な施策・取組の内容

移動支援従事者や同行援護従業者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人に障害者福祉へ関心をもってもらい研修の受講につなげられるよう、事業所の地域交流や職場体験、学校訪問による福祉の仕事のイメージアップを図るなど、事業所と協議し、受講者を増やす取り組みを検討し具体的に進めていきます。

社会的視野の拡充を目指して知的障害のある人を対象に絵画や造形等の生涯学習講座「チャレンジ塾」を開催し、生涯学習の機会を提供します。

施策の柱８：障害理解と権利擁護の促進

（１）虐待防止・権利擁護の促進

主な施策・取組の内容

障害者虐待防止法に基づき設置した「品川区障害者虐待防止センターしながわ見守りホットライン」の周知を図るとともに、障害者虐待に迅速に対応します。

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、障害者に対する虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護や支援を図るとともに、関係機関の連携を強化し虐待のない地域社会を目指します。

必要な人が成年後見制度を含めた各種制度につながり、本人らしい生活を送れるよう、福祉関係者等が意思決定支援のもとでの本人への支援を行います。

（２）障害理解・差別解消の促進

主な施策・取組の内容

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するための取り組みを推進します。

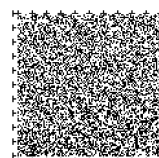
障害者団体やボランティア団体、社会福祉協議会等の協力のもとで「ふくしまつり」や「障害児（者）と家族のレクリエーション大会」を障害者が参加する実行委員会形式で開催し、地域住民と交流して障害者理解の促進を図ります。

区内の障害者施設で、地域住民に対して障害者イベントへの招待、施設の地域開放を行い、地域交流と障害者理解の促進を図ります。

区民向け・子ども向け手話体験講座を心身障害者福社会館と障害児者総合支援施設の２か所で実施します。

品川区障害者差別解消支援地域協議会において、関係機関とのネットワーク構築、相談事例の共有を図るとともに、差別解消に係る相談のための仕組みについて検討を進めます。

市民後見人養成講座や民生委員研修等で障害者差別解消や障害者理解の説明を行い、周知啓発に努めています。



（３）行政における合理的配慮の提供の充実

主な施策・取組の内容
職員一人ひとりが障害者に寄り添った支援ができるように差別解消や障害者理解に関する研修の充実を図ります。
窓口での遠隔手話通訳サービスの提供、手話通訳者等の配置を通じて、情報アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。
窓口においてカウンター周りの工夫、案内表示の見直しなどを進め、障害者が利用しやすい環境づくりに取り組みます。

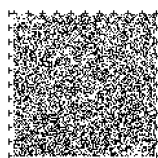
施策の柱９：インクルージョンの推進

（１）教育のインクルージョンの推進

主な施策・取組の内容
学校における「交流及び共同学習」の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。
教育のインクルージョンを推進するため、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の教員への研修会等を計画的に実施するとともに、初任者研修等の年次研修等の機会を捉え教員への理解啓発を促進します。
区立学校において、障害のある子どもが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら、充実した時間を過ごせるよう、合理的配慮や、多様な学びの場「特別支援学級固定級（知的障害、自閉症・情緒障害、病弱）」、「通級指導学級（言語障害、難聴）」、「特別支援教室」を設置し、子どもたちがお互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えます。

（２）地域におけるインクルージョンの充実

主な施策・取組の内容
保育園、幼稚園、小学校、義務教育学校（前期課程）および特別支援学校やすまいるスクール（全児童放課後等対策事業）が連携して支援する体制を構築し、保育所等訪問支援を活用することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
児童発達支援センターを地域のインクルージョン推進の拠点として、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能を活用して、保育園・児童センター等での障害児の育ちを支援します。



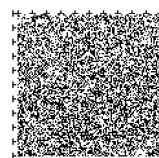
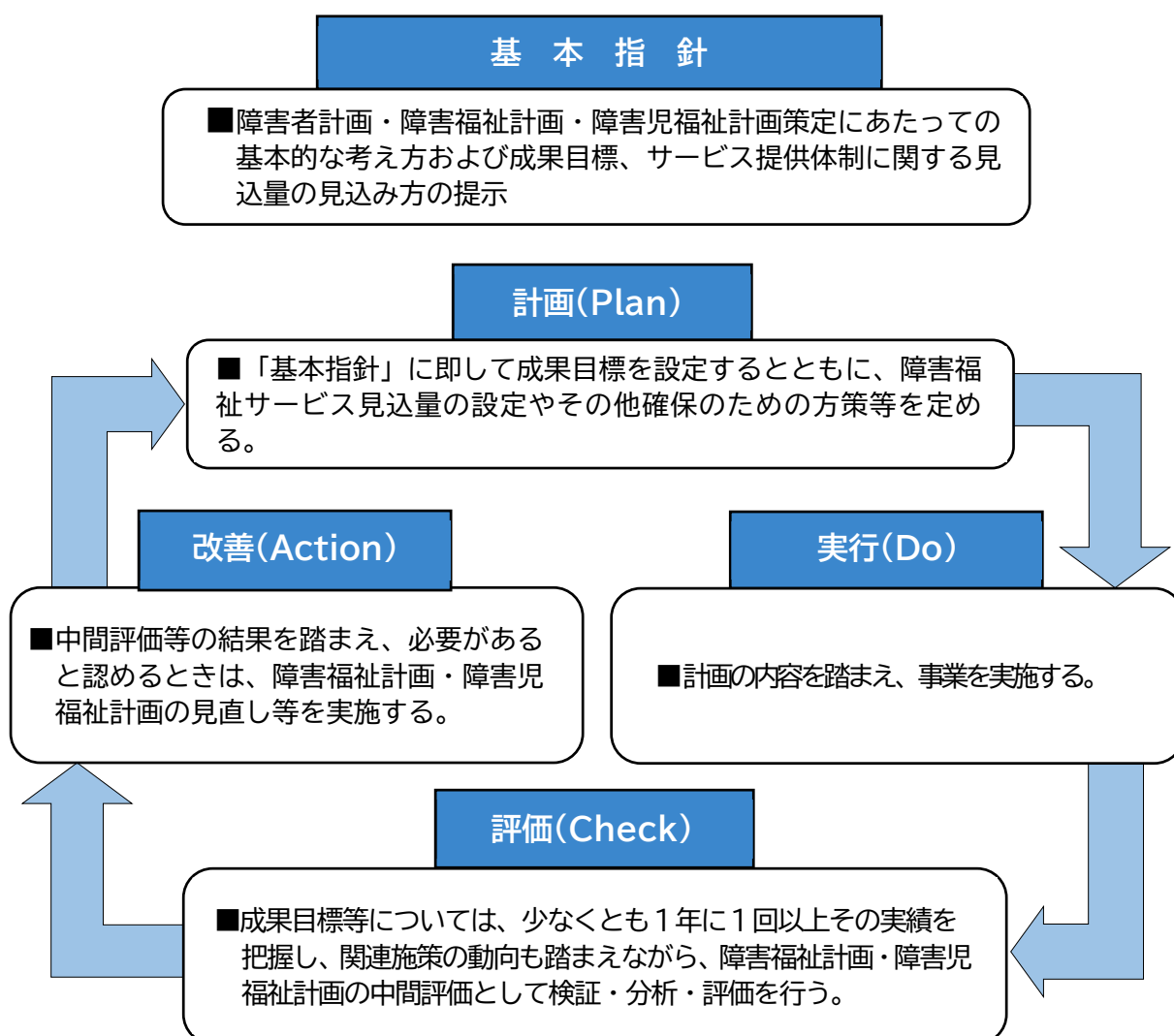
■計画の推進体制

本計画は、障害福祉だけでなく、保健、医療、保育、教育、防災等、広い分野にわたっているため、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

区では、本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCAサイクルのプロセスに基づき、関係部署と連携しながら適切に進行管理を行っていきます。

また、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

PDCAサイクルのプロセス



相談窓口のご案内

■障害を理由とする差別についての相談窓口

障害者施策推進課

電話：03-5742-6762

FAX：03-3775-2000

■障害者への虐待に関する相談窓口

品川区虐待防止センター（障害者支援課）しながわ見守りホットライン

電話：03-3772-6605

■困りごとの相談窓口

品川区旗の台障害児者相談支援センター

電話：03-5750-4995

FAX：03-3782-3830

品川区東品川障害者相談支援センター

電話：03-5749-2912

FAX：03-5749-2938

品川区南品川障害児者相談支援センター

電話：03-5460-5301

FAX：03-5460-5303

品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

電話：03-5719-3381

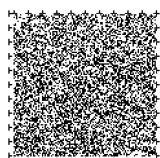
FAX：03-5435-0563

品川区発達障害児者相談支援センター

電話：03-5793-7071

FAX：03-5793-7149

この計画に関する問い合わせ先



編集・発行 品川区役所 福祉部 障害者施策推進課
〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号 本庁舎3階
TEL:03-5742-6762 FAX:03-3775-2000

令和6年4月